

令和7年度

府中市放課後児童クラブ 利用のしおり



府中市健康福祉部子育て応援課

〒726-8601

府中市府川町 315 番地

電話番号 0847-44-9148

お知らせ

令和7年度放課後児童クラブの利用料について

令和7年度の利用料を、人件費や物価の高騰により、現行の利用料から月額1,000円程度の引上げを予定しており、3月下旬に決定する見込みです。

現行（令和6年度）の利用料は、8ページに掲載しておりますのでご参照ください。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

もくじ

I. 放課後児童クラブの運営内容

1. 目的	P.	1
2. 活動の内容	P.	1
3. 利用できる児童（市規則第3条）	P.	1
4. 開設時間	P.	2
5. 開設期間	P.	2
6. 開設しない日	P.	2
7. クラブ一覧	P.	3

II. 利用申込み

1. 利用申込み受付から利用まで	P.	3
2. 各種届出等について	P.	7
3. 利用解除について	P.	7
4. 利用料について	P.	8

III. クラブ利用にあたっての注意点

1. 持っていくもの（例）	P.	11
2. 学校への連絡	P.	11
3. 子どもとの話し合い	P.	11
4. 緊急連絡票の提出等について	P.	11
5. 日々の連絡について	P.	11
6. 投薬について	P.	11
7. おやつについて	P.	11
8. お弁当について	P.	11
9. 宿題について	P.	12
10. 一時退出について	P.	12
11. 登所・帰宅について	P.	12
12. 緊急時の対応等	P.	13
13. その他、運営に関する事項	P.	13

子育て支援事業の一環として、保護者が仕事や病気などにより昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に「放課後児童クラブ」（以下「クラブ」といいます。）を開設しています。

（児童福祉法第6条の3第2項「放課後児童健全育成事業」）

小学校の余裕教室や公民館などに支援員を配置し、授業終了後や長期休業日に、自主学習活動、レクリエーション、集団遊びなどを行うことにより、保護者の皆様が安心して働くことができ、こどもたちが放課後を豊かに過ごし、健やかに成長していけるよう努めています。

利用を希望する人は、できるだけ見学していただき、事業内容をご理解のうえ申し込みをしてください。



Ⅰ．放課後児童クラブの運営内容

1．目的

次に掲げる内容を目的として実施しています。

- ・児童の自主性、社会性及び創造性の向上に資すること。
- ・児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に資すること。
- ・遊びに対する意欲及び態度の形成に資すること。

2．活動の内容

宿題を中心とした自主学習・自由遊び・集団遊び

3．利用できる児童（市規則第3条）

市内の小学校（義務教育学校前期課程を含みます。以下同じ。）に就学しており、次の要件のいずれかに該当する世帯に属する児童です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">（1） 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（2） 保護者が、傷病又は心身の障害により、保育をすることができない児童（3） 保護者が長期にわたり、傷病又は心身に障害がある同居の親族を常時介護していることにより、保育をすることができない児童（4） 保護者が震災、風水害、火災その他災害復旧のため、保育をすることができない児童（5） 前各号に準ずる児童で、市長が必要と認めたもの |
|---|

※「保護者」とは、父母（内縁・事実婚含む）及び祖父母・曾祖父母（ただし、同一住所の70歳未満の人）です。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている児童、もしくは集団での活動に配慮等が必要と思われる児童の保護者は、児童の安全確保のため、申込時に子育て応援課までご相談ください。

※利用承諾をしている場合であっても、感染症疾患を有する場合などは受け入れをお断りする場合があります。

○利用要件及び承諾期間

区分	利用承諾期間
就労 ・月～金曜日の利用：16時以降まで就労し、勤務日が平均週3日以上あること ・長期休業期間中の利用：1日3時間以上の勤務日が平均週3日以上あること ・土曜日の利用：土曜日に3時間以上の勤務日が平均月2日以上あること	就労期間
疾病・障がい ・病気などの状態にあるか、または障がいがあること	児童の保育ができない期間
介護・看護 ・同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護または看護していること	
災害復旧 ・震災、風水害、火災その他による災害復旧に当たっていること	
産前・産後	産前6週 ～ 産後8週後月末
就学 ・就学している（職業訓練校における職業訓練を含む）	就学期間

※求職活動中及び育児休業中の利用はできません。

4. 開設時間

開設日	開設時間
月～金曜日の学校登校日 （通常時及び短縮授業日等）	授業終了後～18時15分
土曜日（土曜日開設クラブのみ）	8時00分～18時15分
長期休業期間	

5. 開設期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※新1年生も4月1日から利用できます。

6. 開設しない日

開設しない日は、次のとおりです。

- ・日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日）
- ・学校閉校日（盆休み、年末年始など）
※学校行事による振替休校日などの場合、複数のクラブ合同で開設する場合があります。
- ・非常時（台風・地震等の自然災害の特別警報発令時や犯罪事件発生時など、児童の登校より前に小学校が休校となった日）
- ・市長が特に必要と認めた日

7. クラブ一覧

名称	開設場所	利用 定員数	電話番号	土曜日 開設
国府小学校 A・B・C	国府公民館	135	0847-45-3503	※1
栗生小学校	栗生小学校専用室	45	0847-45-8900	
旭小学校A・B	旭小学校専用室	80	0847-45-4700	
南小学校	南小学校専用室	45	0847-54-2120	
府中明郷学園	クルトピア明郷	60	080-1647-6774	
府中学園 A	府中学園専用室	60	080-8817-6056	
府中学園 B	学校敷地内専用棟	60	0847-40-1022	
府中学園 C (高学年の児童)	府中市生涯学習センター内	45	0847-41-4795	※2
上下北小学校	上下北小学校専用室	45	0847-54-2660	
上下南小学校	上下南小学校専用室	45	080-2881-0352	

○土曜日開設については、※1、※2 のクラブごとで合同開設となります。

開設場所については、別途お知らせします。

○運営は、「キャレオス株式会社」に委託しています。(委託期間：令和6年10月～令和11年9月末)

II. 利用申込み

1. 利用申込み受付から利用まで

◎年度ごとに利用申込みが必要です。

(1) 受付場所・期間

各放課後児童クラブ…クラブの開設時間内

子育て応援課…開庁日の8時30分から17時15分まで

◇新年度(令和7年4月～)利用申込

令和7年1月20日(月)～2月14日(金)

※長期休業中のみの利用希望、育児休業等からの職場復帰による年度途中からの利用希望の方も上記期間内に申請してください。

※長期休業期間中のみの利用を希望する場合は、利用定員に余裕がある場合に限り利用可能となります。

◇年度途中の随時利用申込(上記期間中に申し込みをしていない方)

原則、利用希望月の前月10日までに申込みをしてください。

(2) 提出書類

①府中市放課後児童クラブ事業利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）

利用する児童 1 人につき 1 枚の申込書が必要となります。

②保護者の状況を証明する添付書類 ※下記の表を参照してください。

保護者（入所希望月の初日時点で 70 歳未満の同居する祖父母等含む）全員の状況を証明する添付書類が必要です。

※きょうだいで利用する場合は年長児童の利用申込書に添付してください。

③府中市放課後児童クラブ事業利用調査票・同意書

利用する児童 1 人につき 1 枚の調査票・同意書が必要になります。

④児童の添付書類（該当者のみ）

クラブを利用する児童に障がい等がある場合には、別途添付書類が必要となります。

【保護者の状況を証明する添付書類】

認定要件		必要書類	その他添付書類等
就 労	被雇用者	就労証明書	勤務先で証明を受けてください
	自営・内職等		就労状況を記入し、就労者の名前で作成してください
疾病・障がい		申立書	疾病の場合…診断書 障がいの場合…身体障がい者手帳、療育手帳のコピー等
介護・看護			病気の場合…診断書 障がいの場合…身体障害者手帳、療育手帳等のコピー 介護を要すると認められる書類（ケアプラン等）
災害復旧			罹災証明書など
産前・産後			母子健康手帳の表紙と出産予定日のわかるページのコピー
就学			在学証明書（在学期間・時間等が記載されたもの）

就労証明書について事業者の押印は不要ですが、必ず勤務先の事業者が作成した証明書を提出してください。記載内容について、勤務先の事業者を確認をする場合があります。自営業・内職等の方はご自身で作成してください。

事業者名が記載されている就労証明書を無断で作成または改変を行った場合は、申請内容に虚偽があるものとして利用を解除する場合があります。

また、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁記録不正作出罪にあたる可能性があります。

【児童の添付書類】（該当者のみ）

区分	添付書類
障がい等のある児童	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、診断書の写しなど

(3) 申込書の記入例

記入例

別記様式第1号(第9条関係)

府中市放課後児童クラブ事業利用申込書

提出日を記入してください。

令和7年1月20日

府中市長 様

次のとおり、放課後児童クラブ事業の利用を申し込みます。

長期休業期間中のみ利用の場合は、長期のみと記入してください。

※該当する項目に印を付けてください。				☒ 新規 ☐ 継続	
利用期間				令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	
利用 児童	フリガナ	フチュウ ハナコ		性	男
	氏 名	府中 花子		別	女
	学校名	〇〇小学校 第1学年		生年月日	平成30年〇月〇〇日生
保護者	フリガナ	フチュウ タロウ			
	氏 名	府中 太郎			
	住 所	〒726 - 0004 府中市府川町315番地			
	電話番号(自宅)	〇〇-〇〇〇〇		電話番号(就労先)	〇〇-〇〇〇〇
	緊急連絡先：児童との続柄(電話番号)		母携帯(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
家 族 状 況	クラブ 利用	児童と の続柄	氏 名 (生年月日)	就 労 及 び 家 庭 の 状 況	
		父	府中 太郎 S60年1月1日生	勤務先(事業所名)・学校名等	家庭の状況
		母	府中 梅子 S62年1月1日生	〇〇会社 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	勤務先・電話番号を記入してください。
		祖父	府中 一郎 S31年1月1日生	69歳 無職 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	「家庭の状況」は就労していない保護者、祖父母の状況を記入してください。 例・病気により自宅療養中 ・病気の祖母の看病のため ・火災による自宅復旧のため
		祖母	府中 幸子 S33年1月1日生	67歳 〇〇会社 (電話) — —	
	○	兄	府中 幸男 H28年7月7日生	〇〇小学校3年生 (電話) — —	同居の祖父母がいる場合、年齢、就労先等を記入してください。
			放課後児童クラブ利用のきょうだいがいる場合には○をしてください。	(電話) — —	

備考 1 就労証明書を添付して提出してください。

2 同一世帯に属する2人以上の児童が利用する場合は、就労証明書を年長児童の申込書に1部添付してください。

(4) 利用選考審査について

利用の決定は、審査のうえ令和 7 年 3 月上旬に「利用承諾通知書」「不承諾通知書」により通知します。定員を超えた場合は待機となりますので、ご了承ください。

なお、利用承諾通知後であっても、申込内容が事実と異なる場合は再度審査し、市が保育の必要がないと認めたときには利用を解除する場合があります。

申請時に利用料等の滞納がある場合は不承諾となります。

審査基準

- ・学年が低い児童を優先します。
- ・祖父母等、大人が誰も家にいない児童を優先します。
- ・条件が同じ場合、就労状況や家族状況を点数化し審査します。

(5) 利用承諾通知を受けたあとの手続きについて

利用承諾通知を受けた保護者は、下記の提出物を持参の上、ご利用予定のクラブに児童と一緒に来所してください。支援員から利用に関する説明を受け、必要な手続き・支払い等を行ってください。

提出物
○緊急連絡票
○府中市メール配信登録確認票
○スポーツ安全保険料（800 円）

(6) スポーツ安全保険の加入について

クラブを利用する児童の万に備え、文部科学省・（財）日本体育協会等が中心に設立した財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に年度ごとに加入していただきます。

利用期間中、万一怪我等で医療機関にかかった場合や公共物を破損し賠償していただく必要が生じた場合に、傷害保険料又は賠償責任保険料の給付を受けられます。

児童 1 人あたり掛け金は 800 円です。（途中利用・辞退による精算はできません。）

利用中に怪我等をされた場合には、かかった医療機関名、入通院日数及び傷病名等を各クラブまでご連絡ください。後日、保険会社から送付される書類により、給付手続きをしていただきます。（免責事項あり。）

(7) 土曜日利用について

- ・開設日 毎週開設（ただし、状況により開設しない場合があります。）
- ・開設時間 8 時 00 分から 18 時 15 分まで
- ・開設場所 P3 をご覧ください。
- ・申込みについて

利用日の 1 週間前までに各所属クラブの支援員に連絡してください。

- ・持参物 ※利用前に各所属クラブに確認してください。

連絡帳、帽子、ハンカチ、ティッシュ、フェイスタオル、水筒（お茶）、お弁当、筆記用具、宿題（勉強道具）、自由時間を過ごすためのもの（本など）

2. 各種届出等について

届出様式名	届出理由	提出期間
府中市放課後児童クラブ 事業利用変更届	利用クラブ、利用期間の変更	変更希望日の20日前 までに
	氏名、住所、電話番号、就労先、 緊急連絡先の変更	速やかに ※就労先が変更となっ た場合は、就労証明書 の添付が必要です。
府中市放課後児童クラブ 事業利用辞退届	保護者の就労状況等により3ヶ月 以上利用しない期間が生じる場合	辞退日（利用最終日） の前日までに
府中市放課後児童クラブ 事業利用休止届	児童が怪我や病気などで、やむを得 ず1ヶ月以上継続して利用を休止 する場合	休止希望日の20日前 までに ※診断書等の添付が必 要です。

※届出書については、各クラブ及び子育て応援課にあります。また、府中市ホームページからもダウンロードできます。

3. 利用解除について

次のいずれかに該当する場合には、利用を解除する場合があります。

- ・利用児童が利用要件（P1～2参照）に該当しなくなったとき
- ・保護者が利用料等を滞納（前月末日において3か月以上滞納）しているとき
- ・保護者が市条例又は市規則に従わないとき
- ・迎えの時間が守れないとき
- ・その他児童クラブの運営上支障をきたすと認めるとき

4. 利用料について

利用料は、利用申込月から利用辞退月まで必要となります（日割計算は行いません）。途中退所の場合は、辞退届の提出があった月まで必要になりますのでご注意ください。

（1）利用料について

令和7年度利用料について、令和6年度利用料から月額1,000円程度の引き上げを予定しており、令和7年3月下旬に決定する見込みです。

【参考】令和6年度利用料

	利用料		同一世帯で2人以上の児童が利用（きょうだい等）する場合の2人目以降の児童
年間利用	1人あたり 月額3,000円		1人あたり 月額1,500円
長期休業期間中のみの利用 （春・夏・冬休み）	春休み	1人あたり 1,500円	1人あたり 750円
	夏休み	1人あたり 4,500円	1人あたり 2,250円
	冬休み	1人あたり 1,500円	1人あたり 750円

（2）利用料の納付方法について

口座振替（金融機関口座からの引落とし）となります。「府中市放課後児童クラブ利用料口座振込依頼書・府中市自動払込利用申込書」（以下「口座振替依頼書」といいます。）をご希望の金融機関窓口までお持ちいただき、手続きをしてください。

申込世帯（保護者）ごとに1部提出してください。なお、きょうだいの利用の際に、既に口座振替手続きをされている場合は、手続きは不要です。

口座振替の場合、利用する当月分の利用料はその月の末日（金融機関休業日の場合、翌営業日）に指定口座から自動引落としとなります。

口座を変更される場合には、再度「口座振替依頼書」をご希望の金融機関窓口へ提出してください。

引落としができなかった場合に限り、納付書を送付します。再振替はしませんので、納付書を金融機関に持参し納付してください。（期限内に納付がない場合は、延滞金が発生する場合があります。）

（3）利用料口座振替の取扱金融機関

広島銀行 中国銀行 もみじ銀行 ゆうちょ銀行 福山市農業協同組合 ひろしま農業協同組合 両備信用組合 中国労働金庫
--

(4) 利用料の振替年月日

振替日は原則利用月の末日です。令和 7 年度の各期利用料の口座からの自動引落とし日は、次のとおりです。

期	月別	振替年月日	期	月別	振替年月日
1 期	4 月分	令和 7 年 4 月 30 日	7 期	10 月分	令和 7 年 10 月 31 日
2 期	5 月分	令和 7 年 6 月 2 日	8 期	11 月分	令和 7 年 12 月 1 日
3 期	6 月分	令和 7 年 6 月 30 日	9 期	12 月分	令和 8 年 1 月 5 日
4 期	7 月分	令和 7 年 7 月 31 日	10 期	1 月分	令和 8 年 2 月 2 日
5 期	8 月分	令和 7 年 9 月 1 日	11 期	2 月分	令和 8 年 3 月 2 日
6 期	9 月分	令和 7 年 9 月 30 日	12 期	3 月分	令和 8 年 3 月 31 日

※夏休みは 4 期（7 月分）、冬休みは 9 期（12 月分）で引落としします。

(5) 口座振替依頼書記入上の注意

- ・「保護者名」は「府中市放課後児童クラブ事業利用申込書」に記入した申請者名（保護者名）を記入してください。
- ・「指定預貯金口座」の金融機関は支店名まで記入してください。
- ・押印は、複写を含めて 3 か所です。口座名義人欄の印鑑は必ず通帳の金融機関の届出印を押印してください。

(6) 利用料の減免について

次のいずれかに該当する人は、申請により利用料を減額し、又は免除を受けることができます。（減免申請書は子育て応援課にあります。）

- ・生活保護に基づく保護を受けているとき
- ・災害その他特別の事情により利用料の納付が困難であると府中市が認めたとき
- ・その他やむを得ない事情があると市長が特に認めるとき

(7) 諸経費（消耗品等）について

実費について、その都度集金させていただく場合があります。詳しくは各クラブにお問合せください。

(8) 口座振替依頼書の記入例

記入例

府中市放課後児童クラブ利用料口座振替依頼書
府中市自動払込利用申込書

依頼日 ○○年○月○日

取扱金融機関様

1. 新規 2. 変更

いずれかに○印をつけてください。

太線の中のみ記入してください。

○で囲んでください。

必ず書いてください。

金融機関保管用
(振替用紙は別紙添付)

保護者の住所・名前等を書いてください。

2枚目も押印してください。

クラブ利用児童名を書いてください

○印で囲んでください。

金融機関への届出印
(通帳印)を3枚とも押してください。

口座(通帳)番号を書いてください。

口座の名義人の住所と名前を書いてください。

金融機関受付印

振替依頼書 金融機関 (依頼者→金融機関)
ゆうちょ銀行 (依頼者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)

特 約

- 府中市から貴金融機関に送付された納付の通知書について振替日が到来しましたら、私に通知することなく、上記振(貯)金口座から振替金額を払い出し、府中市の指定振金口座に振込んでください。
- 前記1.については、当該振(貯)金規定にかかわらず、小切手の振出し、又は通帳及び振替用紙の提出は一切しません。
- 振(貯)金口座の残高が所定の振替日において納付すべき額に満たないときは、私に通知することなく振替不能として処理されることを了承いたします。
- この口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めるときは解除されても異議はありません。
- 口座振替は、この依頼書提出後1ヶ月を経過した以降の納期分から開始してください。
- 滞り金が生じた場合には、上記の振(貯)金口座に振込むことを依頼します。
- この取り扱いについて、仮に紛争が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関には連絡をかけません。
- この取り扱いについては、私の振替に関するデータを府中市と貴金融機関が交換されることに同意いたします。
- 私が納付すべき金額を名義人の指定振(貯)金口座から引き落とすことについては、名義人の了承を得ているので、このことによる一切の責は、私が負います。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

Ⅲ. クラブ利用にあたっての注意点

1. 持って行くもの（例）

学校開校日	連絡帳、宿題、帽子、水筒（お茶）、ハンカチ、ティッシュ、
土曜日・長期休業期間中	連絡帳、宿題（勉強道具）、帽子、水筒（お茶）、ハンカチ、ティッシュ、フェイスタオル、着替え、お弁当（必要時）

- ・クラブにより異なります。詳しくは各クラブにお問合せください。
- ・持ち物には全て名前を記入してください。

2. 学校への連絡

クラブを利用することを、あらかじめ小学校の担任の先生に伝えておいてください。

3. 子どもとの話し合い

ご家庭で、「クラブに行く理由」をお子さんと話し、納得させてください。また、クラブでの決まりごとを守るようご家庭で話し合ってください。

4. 緊急連絡票の提出等について

利用承諾通知時に同封する「緊急連絡票」に児童の状況について各項目を記入し、利用開始日前日までに各クラブに提出してください。また、お子さんの性格や家庭での様子、健康上特に注意すること（薬の服用やアレルギーの有無など）を記入し、あらかじめ伝えておいてください。

なお、健康状態について特に心配な点や個別の対応が必要と思われる場合には、子育て応援課へ直接ご相談ください。また、対応が必要となる場合は、診断書や学校へ提出される書類の写しを提出いただく場合があります。

5. 日々の連絡について

クラブを休むときや健康面などいつもと違った様子がある場合には、必ず連絡してください。

6. 投薬について

投薬については、児童本人に服用していただきます。

7. おやつについて

全クラブにおいて、おやつの時間が設けられています。各クラブで代金を徴収しています。おやつに関する対応については、各クラブにお問合わせください。

8. お弁当について

長期休業期間中の昼食については、令和 7 年度中の実施に向け、調整中です。

9. 宿題について

クラブの支援員は、宿題を済ませるように声かけをしますが、自主的に行っていただくものとなりますので、必ずご家庭で確認をお願いします。

10. 一時退出について

長期休業期間中などに、やむを得ず一時的にクラブから入退出する必要がある場合は、必ず事前にクラブへご相談ください。

11. 登所・帰宅について

- 学校登校日の帰宅、学校休業日の登所・帰宅は保護者の送迎をお願いします。小さいお子さんが1人で登所・帰宅することは、不審者による事件等に巻き込まれる危険があります。
- 送迎する保護者の名前・時間・連絡先などをあらかじめ支援員に連絡してください。予定にない方が迎えに来られた場合、確認のため引渡しに時間を要する場合があります。
- 迎えは、時間厳守をお願いします。時間を守れない場合には利用を解除します。なお、代理の手配も難しいなど、やむを得ず閉所時刻に間に合わない場合は必ず電話連絡し、無断で遅れることのないようにしてください。



12. 緊急時の対応等

「緊急連絡票」の緊急時連絡先は、確実に連絡のとれる電話番号・連絡先を記入してください。

万一の事故や至急の迎えなどに備えて、代わりに迎えに来られる方、代わりの受け入れ先などを家庭で検討しておいてください。

学校登校日の児童クラブ

小学校が休校の場合、閉所します。

学校休業日の児童クラブ

午前7時の時点で大雨・暴風等の警報が発令されている場合は開設しません。（特にクラブ・子育て応援課からのお知らせはしません。） また、それ以外の場合でも危険回避の観点から開設しない場合がありますが、その場合には府中市メール配信サービスにてお知らせします。

府中市の「警戒レベル3」以上による対応について

防災情報が市町村ごとに5段階の「警戒レベル」で発令されます。

「警戒レベル3」以上による対応については以下のとおりです。

児童クラブの対応	
開設前	開設中
開設しません。	閉所とするため、すぐにお迎えをお願いします。

※警戒レベルについては府中市防災メールで配信されますので、各自で確認をしてください。

病気・怪我等

- ・インフルエンザ等の法定伝染病の流行により、学校閉鎖・学級閉鎖になった場合、該当クラス・学校に在籍する児童の受け入れはできません。
- ・発熱等による体調不良の場合の受け入れできません。入室後、体調が悪くなった場合や怪我をされた場合、保護者のお迎えが必要となります。保護者の緊急連絡先に連絡します。
- ・怪我を防ぐためにご家庭でも危険な遊びや悪ふざけをしない、危険な場所に行かない支援員に無断でクラブの施設外へ行かない、勝手に帰らないなど、お子さんに十分理解させてください。

13. その他、運営に関する事項

- ・放課後児童クラブは、家庭と連携して子どもの育成支援を行うものであり、子どもに関する情報を家庭とクラブで共有することにより保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援するものです。保護者の皆さまにも運営にご協力くださるようお願いいたします。
- ・クラブの運営等に関するお問合せは、直接クラブまたは子育て応援課（TEL：0847-44-9148）までご連絡ください。